

読書バリアフリーの現状と課題

中和正彦（ライター）

概要

視覚障害者をはじめとしたプリント・ディスプレイ（印刷物を読むことに何らかの障害がある状態。以下、PD）のある人々が求める「読める本」は多様だが、それに応える本は出版物全体から見ればごくわずかである。しかも、点字や音声への翻訳（点訳・音訳）など、PDのある人々に読める形式に変換する作業を担っているのは主としてボランティアであり、その人的資源は先細りが必至である。出版社からのテキストデータの提供や、最初からより多くのPDのある人々にも読める電子書籍の発行などが期待されてきたが、そのための課題はほとんど解決されないまま推移してきた。こうした中で、2019年6月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法」（読書バリアフリー法）が成立した。PDのある人々の読書バリアフリー実現への道のりは、ひとつの正念場を迎える。

1. 視覚障害者の読書事情

日本の視覚障害者数は、国の調査によれば約31万人（身体障害者手帳所持者）だが、日本眼科医会は2009年に、約164万人という推定値を公表している。内訳は、失明者＝良い方の視力0.1以下が約18万8千人、ロービジョン者＝良い方の視力0.1以上0.5未満が144万9千人。高齢人口の増加とともに、その数は増加しているものと考えられる。

この内、点字利用者は3万人程度と言われる。点字の習得が困難な年齢になってからの中途障害者が多いため、読書に関しては音訳図書と大活字図書のニーズが圧倒的に多い。ただし、点訳と音訳の両方を利用する成人以前からの失明者にとっては、点字は精読に欠かせない重要な手段である。

独立行政法人日本学生支援機構の「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の2008年から2018年までの10年間の結果報告を見ると、大学・短大・専門学校などの高等教育機関に在籍する全学生数はあまり変わらないが、視覚障害のある学生数は約1.3倍になっている。

この学生たちにとって、入学後すぐ直面する大きな問題の一つが、教科書の入手である。2008年9月施行の教科書バリアフリー法により、小学校から高校までは点字版や大活字版などのバリアフリーな教科書の供給体制が築かれた。しかし、大学などの高等教育機関で使われる教科書は、同法の対象になっていない。

学校が責任を持って用意するケースもあるが、それでも残る問題は時間だ。点訳図書を1冊仕上げるには、通常なら数ヶ月の時間を要する。音訳も同様である。履修登録から授業開始までの短い期間に用意することは非常に困難で、間に合わないケースも少なくないという。

読まなければならない本が、すぐには手に入らない。この問題は、卒業後もつきまとう。

社会に出た後も学ぶ必要を感じている人は多く、その学びのための本がすぐに読めないという声がよく聞かれるようになっている。長く福祉的な取り組みとして行われてきた点訳や音訳は文学が

中心で、一般教養書や専門書などの知るため学ぶための本が少ない。新規の点訳・音訳には時間がかかる。

そこで、視覚障害者の一部には10年以上前から、いわゆる“自炊”が広がっている。そのままでは読めない紙書籍を購入し、自分で読み上げ可能な電子書籍を作るのである。紙書籍の背を切り落として1枚1枚の紙にしたものをドキュメントスキャナで読み込み、OCR（光学的文字読み取り）ソフトでテキストを抽出し、読み上げソフト（スクリーンリーダー）で読み上げるという方法をとる。しかし、膨大な数の漢字と、ひらがな、カタカナ、数字、アルファベット表記などが混じり合う日本語では、OCRの誤認識によって意味不明な読み上げになることも少なくない。

すぐ読める本があるなら買ってでも読む。無料を求めているわけではない。そんな視覚障害者に最近注目されてきたのは、電子書籍ストア最大手「Kindle」（アマゾン）の電子書籍が、スマートフォンやタブレット端末で読み上げ可能になってきたことである。

電子書籍には、フィックス型とリフロー型の2種類がある。前者は、見た目には文字が書かれていても画像なので、スクリーンリーダーで読み上げることはできない。それに対して後者は、読み上げ可能なテキストデータが格納されている。そして、通常デジタル著作権管理（DRM）システムの壁に阻まれてスクリーンリーダーで読めない後者が、「Kindle」においては読めるようになってきたのだ。

しかし、それでも読める本は限られている。紙の本の電子化率がわかるデータがないが、市場規模では、文字ものの電子書籍（リフロー型が多い）は、まだ紙書籍の20分の1程度。電子化率も非常に低いことが推測される。

さらに、写真や図版の問題もある。文字ものの書籍でも、それらが目で見てわかることを前提に本文が記されていると、本文を聞くだけではその部分を理解できない。そこで、音訳図書の場合には音訳者が簡潔な説明（代替テキスト）をつけているのだが、一般の電子書籍において、写真や図版に代替テキストがつけられているものは、ほとんどない。

視覚障害者にもパソコンの利用が普及した1990年代後半以降、視覚障害者は出版社にテキストの提供を求めてきたが、後述するとおり、応じる出版社は少ない。最初から読み上げ可能な電子書籍は、まだ普及しはじめたばかりであり、かつ不完全である。

2. PDの人々の読書事情

紙の本をそのままでは読むことができない人は、視覚障害者だけではない。PDは、次のような人々の中にも存在する。ディスレクシア（読み書き障害）のある発達障害者、手話を母語とする聴覚障害者、盲ろう者、知的障害者、肢体不自由者などである。それぞれの読書事情を簡単に述べる。

(1) ディスレクシアのある発達障害者

視覚にも知的にも障害はなく、会話には何ら支障がないにも関わらず、文字の読み書きに著しい困難がある。詳しい調査はないが、日本では人口の5～8%（630万人～1000万人程度）いるとも言われる。読書に関しては、マルチメディア DAISY 図書や音訳図書が求められてい

る。DAISY（アクセシブルな情報システム）とはPDのある人々のための電子書籍の国際標準で、マルチメディア DAISY 図書は、読み上げる音声とその部分のテキスト表示が同期するようになっている。しかし、その制作点数はまだ少ない。一方、音訳図書は長く中途視覚障害者のニーズに応じてきたため、子ども向けが少ない。

(2) 手話を母語とする聴覚障害者

国の調査による聴覚障害者数は約 34 万 3 千人。この内、音声言語を獲得できる前に聴覚を失った人が 2 割程度いると見られる。手話が母語となる場合、その手話（日本手話）は日本語とは表現も文法も異なるため、日本語の読み書きに言葉の壁ができる。読書に関しては、手話付き絵本や手話動画付き絵本（DVD）が求められている。

(3) 盲ろう者

視覚と聴覚の両方に障害を持つ盲ろう者は、2 万 3 千人ほどいると推計されている。各障害が生じた時期と、障害の度合いによって、読書手段が左右される。視力が残っている場合は大活字図書、聴力が残っている場合は音訳図書が利用できるかもしれないが、両方ともない場合は、点字を読めるかどうかは鍵となる。

(4) 知的障害者

国の調査による知的障害者数は約 96 万人。読み書きは苦手だが、自立生活が可能な軽度の障害者は、興味関心や必要な情報は生活年齢相応。大人には大人向けの情報を、子どもにもわかるくらいの表現で伝える必要がある。近年、こうしたニーズに応える「LLブック」（スウェーデン発祥。“やさしく読みやすい本”という意味）が作られるようになってきた。

(5) 肢体不自由者

国の調査による肢体不自由者数は約 176 万人。この中には印刷物を手に持ってページをめくる動作が困難な人も少なくない。しかし、PDのある人々の中では、最も読書環境が改善した人々と言えるかもしれない。1990年代以降、障害に対応した入力装置で操作できるパソコン環境が整っていき、紙の書籍・雑誌もスキャンして電子化してもらえば介助なしに読める人が増えた。さらに、電子書籍の登場により、介助なしに本探しから購入・読書までの一連の行動が可能になったからである。

毎年7万タイトル以上の書籍が出版されている中で、点訳や音訳が行われるものは1割に満たないとも言われる。マルチメディア DAISY 図書、手話付き絵本、手話動画付き絵本（DVD）、LLブックなどは、それよりもまた、はるかに少ない。そして、これらバリアフリー資料のほとんどがボランティアによって製作されている。（大活字図書は複数の出版社から刊行されているが、全体の発行点数は把握されていない）。

3. ボランティアのバリアフリー資料製作事情

各バリアフリー資料の製作事情を記していこう。

点訳は、かつては点筆という道具で1つ1つ点を打っていくという、修正や複製のきかない方法だった。それが、パソコン上で点字エディタを使って点字のルールに従って入力し、編集、校正を経てデータを完成させ、点字プリンタで複製するという方法になり、効率化した。

さらに、墨字（晴眼者が読み書きする文字）入力したものを専用のソフトで点字に変換する、あるいは墨字をOCRで読み込んでテキストデータを作成し、誤認識の修正などを経て点訳ソフトへという方法も登場。点字のスキルがない人でも担える工程が生まれた。

音訳は、情報を伝えることを目的とした、朗読とは異なるスキルを習得した人々によって行われている。点字の読めない中途視覚障害者の増加によって音訳の需要は増加しているが、近年は「すぐ読みたい」という利用者のテキスト化の要望にも応えている。スクリーンリーダーで読み上げ可能なテキストデータの作成が音訳者に期待されたのは、画像に代替テキストをつけるスキルがあるからだった。

視覚障害のある学生や社会人の「すぐ読みたい」というニーズの増加と音訳者の人手不足から、近年はテキストDAISYの製作者も求められている。テキストデータを作成してDAISY形式に編集する作業で、音訳よりも参加のハードルは低い。

音声や画像と文字を同期させるマルチメディアDAISY図書の製作で、最優先に行われてきたのはディスレクシアの子どもたちのための教科書づくりだった。前出・教科書バリアフリー法は、教科書会社に教科書のデジタルデータの提供を義務付けたが、データの提供を受けてマルチメディアDAISY化する作業を担っているのは、いままボランティアだ。

教科書のマルチメディアDAISY化は、非常に複雑で多くの時間を要する。ボランティアからは、児童書などのマルチメディアDAISY化に取り組むことを希望していても、少ない人的資源を教科書づくりに取られ、思うように取り組めないという声も聞かれる。

さて、このようなボランティアの力によるバリアフリー資料の製作は、今後、維持発展が可能だろうか。

IT活用による効率化は進んできた。公共図書館の中には、図書館協力者としてのボランティアの掘り起こしを熱心に行い、成果を上げているところもある。しかし、全体としてみれば、先細りが必至である。

少子高齢化と人口減が進んでいるにもかかわらず、女性の就業者数は増え続け、3000万人を突破した。一方で、専業主婦世帯は減り続け、いまや共働き世帯の半数程度になっている。バリアフリー資料の製作を主として担ってきたのは、その減少著しい専業主婦層なのである。

点訳や音訳などの古くからの活動を中心に、ボランティアは高齢化が進み、次世代の人材確保に苦しんでいる。せっかくスキルを身につけた若手が、収入を得る必要に迫られて抜けていくことも珍しくないという。

4. 読書バリアフリー法で迎える一つの正念場

持続可能で、効率的で、より多くのPDのある人々に本を提供してける方法はないのか。

2つの方法が考えられる。一つは、出版社によるテキストデータの提供。もう一つは、まだ少ない電子書籍を、今後よりアクセシブルなものによって増やしていくことである。しかし、現状どちらにも超えることができていない壁がある。

前者に関しては、パソコン上の文書をスクリーンリーダーで読むことが普及した1990年代から、視覚障害者らが求めてきた。

テキストデータが提供されれば、さまざまな端末上で、読み上げさせたり、読みやすい大きさに表示したり、白黒を反転表示したり（白地に黒文字の表示をまぶしく感じる人のニーズ）できる。点字への変換もできる。ディスレクシアや盲ろうなども含め、より多くのPDのある人々に、自分に合った読みやすさを実現できる。そして、ボランティアの作業も大幅に省力化・効率化できる。

しかし、この求めに応じている出版社は、いまなお少ない。また、応じている出版社にも、すべての書籍について提供しているところと、限定的にしか行っていないところがある。引換券を添付したものについてのみ提供している、大学で教科書として使われるものについて大学と契約を結んで提供している、などである。

ほとんどの出版社がテキストデータの提供に積極的でないのには、主に2つの理由がある。テキストデータは複製・改ざんが容易であり、それが外部に流出する懸念が払拭できないこと。そして、コストがかかること。刊行された書籍のテキストデータは、実は出版社にはなく、印刷会社が所有する印刷用の最終データから作成しなければならない。印刷会社や著作権者との交渉という手間もかかる。

アクセシブルな電子書籍を増やしていくことについては、どうか。

「電子書籍元年」と言われた2010年から10年が経とうとしているが、先に述べたように文字もの電子書籍の市場規模は、まだ紙書籍の20分の1程度で、紙書籍の電子化率も非常に低いレベルにとどまっているものと推測される。この間、出版業界の人々も参加するセミナーなどで、「アクセシブルな電子書籍を増やすことは、新たな市場の開拓につながる」といったビジネス面に光を当てた主張も再三行われてきたが、残念ながら業界を動かすにはいたっていない。

このような膠着状態の中で、2019年6月、読書バリアフリー法が可決、成立した。

同法は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画策定」を、国に義務として、地方公共団体に努力義務として求めている。「視覚障害者等」にはほぼPDのある人が含まれ、9つの基本施策の中には、次のようなものが見られる。

- ・ 視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等
- ・ インターネットを利用したサービス提供体制の強化
- ・ アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等
- ・ アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等
- ・ 製作人材、図書館サービス人材の育成等

出版社は何も義務づけられてはいないが、国が設ける協議の場への参加を求められている。他に参加を求められているのは、文部科学省など関係府省庁、国立国会図書館、公立図書館、点字図書館、ボランティア団体、そして視覚障害などの障害当事者とその関係者、などである。

法に基づいて、これまでにない協議の場が持たれ、各種の施策に予算措置も講じられることによって、どのように現状を打開できるのか、PDのある人々の読書バリアフリー実現への道のりは、ひとつの正念場を迎える。